

「先進医療」に関するお知らせ  
（「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等の先進医療からの削除）

厚生労働省告示第百四号により、「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」および「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法」（以下「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等）は、「先進医療」から削除されました。

当社の「無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅰ型）」および「無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅱ型）」に付加できる「先進医療給付特約」の先進医療給付金については、「療養を受けた時点で先進医療として定められているもの」を支払事由としています。

ご契約日にかかわらず、2020年4月1日以降に受ける「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等は、先進医療給付金の給付対象外となりますので、ご注意ください。

記

1. 対象となる商品

商品名
無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅰ型） 販売名称：「家計にやさしい終身医療」
無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅱ型） 販売名称：「家計にやさしい終身医療」

2. 「先進医療」について

- ・厚生労働省に承認された新たな治療・手術で、標準的治療法として公的医療保険を適用するか検討中の医療です。
- ・先進医療にかかる費用は公的医療保険が適用されず、全て自己負担となります。
- ・先進医療として承認される技術は、適宜追加・削除が行われ、変動します。
- ・今後の「先進医療」に関する最新情報につきましては、厚生労働省ホームページをご確認ください。（厚生労働省ホームページ：<https://www.mhlw.go.jp/>）

以上

<p>《 お問い合わせ先 》  T&amp;D フィナンシャル生命 お客様サービスセンター  フリーダイヤル 0120-302-572  受付時間 9:00～17:00  （土・日・祝日等を除く）</p>
--